

社員の出張中のケガ

Q、当社の社員が2泊3日が出張に行くことになりました。

出張中のケガは業務災害として認められますか。

また、ホテルに滞在予定ですが宿泊中のケガは業務災害になるのでしょうか。

A、業務災害であるか否かは「業務遂行性」と「業務起因性」の有無で判断されます。

業務遂行性とは、労働者が労務契約に基づき使用者の支配下にあることです。

また、業務起因性とは、業務と負傷との間に相当の因果関係があることです。

ご質問の出張中のケガについて、まずは業務遂行性について考えてみましょう。

出張は、会社からの業務命令で行われ、出張中の労働者は、業務の遂行・方法について事業主の指揮・命令に基づいて行っています。そのため、出張過程の全般が事業主の支配下にあるものとして考えられ、業務遂行性が認められます。

次に、業務起因性について考えてみたいと思います。出張中であれば業務を遂行するだけでなく、食事、宿泊、入浴といった行為が考えられます。こうしたいわば私的行為中に生じた災害についても、業務命令の出張に伴う範囲内のものであれば、業務起因性が認められます。移動中も含め、業務が終わって帰ってくるまで、すべてが業務なのです。

以上、二つの点から宿泊中のケガに対しては、業務災害になります。

ただし、出張の目的以外の私的な理由のために本来の業務の目的を外れるような場合や、あるいは、私的行為・業務逸脱行為など（例えば喧嘩や飲酒などによるケガなどで生じた災害）は、労働者が自ら招いた災害であるため業務災害とは認められません。